

厚生労働省 若年技能者人材育成支援等事業



ものづくりマイスター制度のご案内

「ものづくりマイスター制度」とは

企業・団体様からのご依頼に基づき、「ものづくりマイスター」等のベテラン技能者を派遣して、主に中小企業の若手社員や経験の浅い社員に対し実技指導を行う制度です。

- 受講料、講師謝金、講師交通費等はいただきません
- 材料費は、受講者1人1回当たり上限2,000円を現物で補助します
- 会場、設備・機械、器具・工具、刃物等は、原則として依頼者のものを使用します

無料

指導対象
(受講者) 中小企業(※1)に勤務する、概ね35歳未満の方または職業経験が極めて浅い方(※2)

対象職種 主に製造業、食品製造業、建設業(第2面参照)

指導回数 1企業・団体当たり 20回/年度を上限

指導時間 1日(1回)当たり 3時間を上限

最少人数 企業:2人程度(応相談)
団体:3人以上

指導内容 ご依頼に基づき、受講者の技能レベル、目標とする姿等も加味し、講師と連携のうえ調整・決定します
主に技能検定の実技課題を使用します

講座の難易度 技能検定3級(初級)程度～1級(上級)等、個々の目標に応じます

※1 ここでの「中小企業」とは、資本金または出資総額が3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の会社または個人を指します。

※2 年齢、職業経験、受講者数については、その都度ご相談ください。

“ものづくりマイスター”とは

- ✓ 技能検定1級以上の技能士等
- ✓ 実務経験15年以上(※)
- ✓ 技能継承や後進の育成に意欲的で能力がある

これらの条件をすべて満たし、第三者の推薦を得て、**厚生労働省に認定された、高度な技能を持ち、基礎・基本に基づいた実技指導ができるベテラン技能者**です。

※ 「ものづくりマイスター」「ものづくりマイスター(IT)」「ものづくりマイスター(+DX)」、特定職種の「熟練技能士」があり、それぞれ実務経験年数等の認定基準が異なります。

お問い合わせ・お申し込みは…

長野県職業能力開発協会
技能振興センター

〒380-0836 長野市南長野南県町688-2

TEL. 026-234-9080

FAX. 026-234-9280

E-Mail ginou@navada.or.jp

<http://waza-museum.jp/>